

○臨床工学技士名簿の訂正と免許証書換え申請手続について

手続概要	臨床工学技士の免許を登録した後、名前等の変更により登録事項に変更が生じた時は、臨床工学技士名簿の訂正をしなければなりません。その時に申請する手続です。
根拠法令	臨床工学技士法施行規則第3条・第6条
申請方法	<p><b>【提出先】</b> 申請書類等は、厚生労働省(下記住所)へ書留で郵送してください。 ※ 免許証送付用封筒(角形2号、切手575円分貼付、宛名宛先記入)を同封すること。</p> <p>厚生労働省医政局医事課試験免許室免許登録係 (〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2)</p>
その他	<p><b>【手続対象者】</b> 臨床工学技士名簿登録事項のうち、本籍地都道府県名(外国籍の方については、その国籍)や氏名等が変更になった臨床工学技士</p> <p><b>【提出時期】</b> 変更になった日の翌日から30日以内</p> <p><b>【手数料(説明)】</b> 登録免許税(収入印紙)は1,000円です。</p> <p><b>【相談窓口】</b> 厚生労働省医政局医事課試験免許室免許登録係</p>